

山梨県公報

第百五十八号

令和三年

一月十四日

木曜日

目次

告示

- 道路の区域変更(二件)……………五
○道路の供用開始……………五
○指定代理金融機関の指定の廃止……………六
○特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………六
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………六
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………七
○国土調査の成果の認証……………七
○公聴会の実施……………八
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………八
○令和二年十二月二十八日付第百五十六号中……………八

告示

山梨県告示第二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所において、この告示の日から令和三年二月四日まで一般の縦覧に供する。

令和三年一月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 甲斐早川線
三 道路の区域

区間

旧新 敷地の幅員

延長

の別	(メートル)	(メートル)
南アルプス市有野字北新田四五三番地先から	旧 一〇・〇 一〇・五	新 二二一・六 二二一・六
南アルプス市有野字北新田三七二〇番一地先まで	旧 一〇・八 一六・二	新 二二一・六 二二一・六

山梨県告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年二月四日まで一般の縦覧に供する。

令和三年一月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 大菩薩初鹿野線
三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
甲州市大和町木賊字棚沢七〇九番二地先から	旧 六・八 二七・一	新 六・八 三四・五	三四〇・〇 三四〇・〇
甲州市大和町木賊字山崩九番八地先まで	旧 六・八 二七・一	新 六・八 三四・五	三四〇・〇 三四〇・〇

山梨県告示第四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年二月四日まで一般の縦覧に供する。

令和三年一月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	柳平塩山線	山梨市牧丘町杣口字東上一六七 一番一地从先から 山梨市牧丘町杣口字東上一六〇 七番四地先まで	一七五・〇	令和三年一 月十八日

山梨県告示第五号

指定代理金融機関の指定（昭和五十五年山梨県告示第二百七十一号）は、廃止し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年一月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和三年一月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和二年十二月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人地域つながりお茶会ちびチュウ
 - 2 代表者の氏名 丸山静佳
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県中央市
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、子供及び子育てにかかわるすべての人に対して、子育て支援に関する事業を行い、地域住民との親睦を深め、より子育てしやすい環境をつくることに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 令和二年十二月二十八日から令和三年一月二十八日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和三年一月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和二年十二月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人里山の風
 - 2 代表者の氏名 高山美春
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市緑が丘一丁目二番地二十号
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、障害を持つ人々に対して、自立に向けた就労支援及び教育訓練等を通じ、それぞれの人々が個人の尊厳を保持しつつ、その有する能力に応じた自立生活を営み、地域社会との関係性を構築して行けるよう支援していくことを目的とする。
- 三 縦覧期間 令和三年一月四日から同年二月四日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和三年一月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和二年十二月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人リバイブインターナショナル
 - 2 代表者の氏名 小澤ビクトリア
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市白州町白須八千百五
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、ヒューマニズムを根幹に日本における社会生活上の様々な困難に直面している在日外国人に対し、各種のコンサルタント活動

を行い、もって在日外国人の生活の向上と在日外国人の地域社会への貢献を促進するとともに、広く各国間における友好拡大の推進並びに国際社会の発展と国際平和の構築と増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 令和二年十二月二十八日から令和三年一月二十八日まで

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和三年一月十四日

一 届出者 山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 コスモス薬品甲府昭和店
 - (二) 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町清水新居字宮ノ上一番四外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

- 3 大規模小売店舗の新設をする日 令和三年八月二十五日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 千三百五十六平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 五十三台

(二) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 三十二平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 十六立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前九時	午後九時四十五分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 三箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

三 届出年月日 令和二年十二月二十四日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和三年五月十四日まで

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

令和三年一月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 身延町
- 二 調査を行った時期 平成二十四年四月十六日から平成二十六年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南巨摩郡身延町大字常葉の一部
- 五 認証年月日 令和二年十二月二十八日

● 公聴会の実施

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和三年一月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開催期日 令和三年二月十五日（月）午後七時
- 二 開催場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館
- 三 聴こうとする案件 甲府都市計画道路（高畑町昇仙峡線）の変更について
- 四 意見書の提出先 甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所都市整備課
- 五 意見書の提出方法 直接持参し、又は郵送すること。
- 六 意見書の提出期限 令和三年一月二十八日（木）午後五時十五分
- 七 都市計画の案の概要 案の概要については省略し、県土整備部都市計画課及び中北建設事務所並びに甲府市都市計画課において縦覧に供する。
- 八 その他必要な事項 意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

令和三年一月十四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 組合の名称 富士吉田市雨坪土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成二十二年三月四日から令和三年三月三十一日まで
- 三 施行地区 富士吉田市大字小明見字雨坪、字愛地宿、字滝澤、字上手及び字丸の各一部
- 四 事務所の所在地 富士吉田市下吉田六丁目一番一号富士吉田市役所内
- 五 設立認可の年月日 平成二十二年三月四日

六 変更認可の年月日 令和三年一月四日

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 令和二年十二月二十八日（第百五十六号）山梨県告示第百三十三号（山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定の一部改正）

六三二	下	四	甲府市飯田一丁目三番一十二号	甲府市飯田一丁目三番二二号
-----	---	---	----------------	---------------